

# 対象となる基礎疾患

(1)、(2)のいずれかに該当する方が対象となります。

## (1) 以下の病気や状態で通院・入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病（高血圧を含む） ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病またはほかの病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※愛の手帳をお持ちの方は、区から一斉に接種券を送付する予定のため、申請は不要です。

## (2) 基準（BMI“30”以上）を満たす肥満の方

今後の国からの情報等を踏まえ、手続き等については、追ってお知らせします。

※令和3年3月19日付の国の通知により（1）⑭が追加になりました。